

経 第 9 5 3 号
令 和 7 年 1 月 23 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿沼市長 松井 正一

市町村名 (市町村コード)	鹿沼市 (09205)
地域名 (地域内農業集落名)	南摩地区 (佐目町、油田町、下南摩町、西沢町、上南摩町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月18日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・南摩地区は、一部を除き、多くの地域において基盤整備が実施されている。そのため担い手による耕作が盛んに行われており、耕作率は地区全体の過半を占め、集積率は高い。特に佐目町、油田町は集積率が7割を超える。一方で上南摩町は鳥獣被害の増加や基盤整備が未実施なこともあってか、集積率は3割弱となっている。

・集積率は高いものの、今後、機械購入のコストの面などで単独での規模拡大が難しいことや後継者がいないことに対する課題があり、将来を見据えた集積・集約化を図る必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・集積率50%を超える佐目町、油田町、下南摩町、西沢町については、引き続き大規模生産法人を始めとした、担い手中心による営農が継続できるよう、計画的な集積・集約化を図る。

・将来的に、個人での経営維持や規模拡大が難しくなるようであれば、複数の経営体による組織の立ち上げ等についても検討する。

・上南摩町については、鳥獣害対策と併せて、基盤整備の是非や集落内において農地を維持していく方法の検討を進めていく。

・大規模法人の耕作地拡大を明確にしていく。

・稲作、そば、園芸作物、畜産等に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	401 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	308 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員・農地利用最適化推進委員と連携しつつ、担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業経営意向調査の結果と担い手の意向の結果を踏まえ、農地バンクを活用し段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・既に各地区で圃場整備が行われた。その基盤を生かしていく。 ・用水路の修繕に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 ・鹿沼インターチェンジに近いことを生かし、貸農園を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる畦畔草刈り、水管理は、市農業公社が、所有者と実施可能な者との仲介を進める。 ・鹿沼市農業公社の草刈りサービスを活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②堆肥化センターとの連携を強化していく。
 ⑦草刈りについては、多面的組織を活用する。
 ⑩補助メニューの1つとして草刈りを入れること、農地バンクにマッチング機能を持たせること、農業公社に集約をすることを行政へ要望していく。また、大規模区画で営農できるような大型機械導入のため、国庫補助金獲得を目指す。